

心身障害児総合医療療育センターにおける競争的資金等の運営・管理に関する行動規範

平成28年4月1日
最高管理責任者

心身障害児総合医療療育センター（以下「センター」という。）は、厚生労働省が管轄する障害療育・福祉に関する研究を行う機関として、国が行う行政対応を側面から支援している。センターの研究活動は、国の一般会計予算と競争的研究資金等（以下「競争的資金等」という。）を基に実施されていることをふまえれば、これらの競争的資金等を適正に運営及び管理することは、センター及びその構成員である職員等（常勤職員、再任用職員、非常勤職員等、センター内の競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての構成員：以下「職員等」という。）の社会的な責務である。

競争的資金等の不正使用は、単にセンター及び職員等のみにとどまらず、我が国の障害研究に対する国民の信頼を揺るがしかねない重大な問題であることを、職員等は深く認識すべきである。

センターにおける研究の信頼性と公正性を確保することを目的に、職員等が遵守すべき行動規範をここに定める。

（職員等の責任）

職員等は、法令及びセンターが定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守し、競争的資金等の効率的な運用と適正な管理・執行を行わなければならない。

（競争的資金等の使用における意識）

職員等は、競争的資金等の使用に当たり、社会に対する説明責任を担っていることを自覚し、国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

（不正防止の努力義務）

職員等は、競争的資金等の不正使用が、個人のモラルの低下のみならず、組織的な取りくみの不十分さからも起こり得るものであることを認識し、職種間の相互理解をより深めながら、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

（研究職員の責務）

研究職員は、個人の発意に基づき獲得した競争的資金等であっても、センターが管理する公金であることを認識し、事務処理手続き及びルール等を理解した上で、適正かつ効率的に使用しなければならない。

（事務職員の責務）

事務職員は、競争的資金等を適切に執行するために、適正かつ効率的な研究の遂行に不可欠な一翼を担っていることを十分に認識し、行動しなければならない。